

いじめの防止等のための基本的な方針



静岡県立西部特別支援学校

1 いじめ防止等の基本的な考え方

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

3 いじめの未然防止～早期発見・早期対応～

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きににくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

※1～3は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日、文部科学大臣最終決定）より抜粋

4 いじめの未然防止のための計画・取組

人権教育研修の推進 日々の実践	○年間を通じた人権教育研修の実施
教職員の人権感覚を高める	○「静岡県人権教育の手引き」の配付 ○人権チェックシートを利用して ・個人の年間の重点目標を立て、人権チェックシートで年2回振り返る。 ○学年や級外の集まりで話をする機会を生かして ・自身の実践や児童生徒の変容等について話をする ことで、日々の指導を振り返る。 ○人権研修を通して ・人権に対する正しい理解を深め、人権感覚を高める。

児童生徒の自他を大切に する心を育てる	○学年ごとの話し合いを通して ・ 児童生徒の様子や指導の仕方などについて話し合い、児童生徒理解を深め、指導に生かす。
いじめの早期発見・早期 対応	○人権教育研修を生かして ・ 担当児童生徒のことをよく知る。 ・ 児童生徒が考えていることや伝えようとしていることを、理解するように努める。 ○いじめと人権に関するアンケートの実施（12月） ・ 児童生徒の状況を把握し、早期発見、早期対応を図る。

5 組織の設置

本校にいじめ防止等の中核となる「人権教育及びいじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長・副校長・教頭・部主事・訪問主任・教務課長・生徒指導課長

各学部生徒指導課人権担当・道德教育推進教師・学年主任・養護教諭

※必要に応じて、学級担任等、関係の深い教職員を追加したり、心理、福祉に関する専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家に協力を求めたりして対応する。

(2) 内 容

- ・ いじめ防止等に関する情報の収集、記録、共有や取組方針の企画立案、及び人権教育の推進方法の確認や実施状況の確認をする。（年2回）
- ・ いじめ事案発生時は、緊急会議を開いて対応を協議する。
- ・ 人権教育推進委員会、校内コンプライアンス委員会と情報を共有する。
- ・ いじめの相談、通報の窓口を担う。

6 いじめの早期発見・早期対応

(1) 児童生徒の実態把握

児童生徒に対する日常的な観察を基盤に、教員相互の情報共有の機会をもつとともに、年1回アンケート調査を行う（12月）。

(2) 相談体制の整備

ア いじめの相談窓口は、担任、学年主任、部主事、又は、教頭とする。

イ 相談体制を整え、いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめについて報告した児童生徒の立場を守る。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの相談を受けたり、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、早期に事実確認を行うとともに、いじめが確認された場合には教育委員会に報告する。

イ いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒と保護者に対する指導・助言を継続的に行う。

ウ 必要に応じて、いじめを行った児童生徒を、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにする。

エ いじめを受けた児童生徒の保護者と、いじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こることのないよう、保護者と情報を共有するなど、必要な措置を講

7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自殺を企てた場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金銭を奪い取られた場合 等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、児童生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態についての調査

- ・重大事態が発生した場合には、学校は教育委員会に報告し、教育委員会の判断のもと、速やかにいじめ防止対策委員会で事態への対処や同種の事態防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。
- ・因果関係については、特定を急がずに慎重に丁寧に行う。
- ・児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、児童生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。

(3) 情報の提供

学校は教育委員会の判断のもと、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

(4) 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要である。

初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決め付けたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

自殺については連鎖（後追い）の可能性があるなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意（倫理観をもった取材等）が必要であり、WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言を参考に必要がある。

8 不登校等重大事態を未然に防ぐための欠席対応の基準

(1) 不登校等重大事態とは

欠席の原因がいじめと疑われ、児童生徒が相当の期間学校を欠席しているとき、あるいはいじめが原因で児童生徒が一定期間連続して欠席しているときをいう。

(2) 欠席対応の基準

理由不明の欠席があった場合	・担任から電話連絡をし、理由を確認する。 連絡がつかない場合は、管理職と相談し対応を検討する。
いじめと疑われる欠席が5日間以上続いた場合	・いじめ防止対策委員会を開き、対応を検討する。

「いじめ対応フローチャート」

いじめを確認

○事実関係の明確化

- ・いじめられた児童生徒へ聞き取り調査開始。
- ・児童生徒、教職員に質問調査や聞き取り調査実施。
- ・保護者への連絡、聞き取り。

いじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、
どのような様子であったか。
いじめを生んだ背景、人間関係等の調査。

情報の共有

○担任→学年主任→各学部主事、生徒指導主事→管理職

- ・「2 いじめの定義」に基づき、いじめと認知する。

対応の検討

○いじめ防止対策委員会の召集

- ・事実関係をもとに、対応方針、指導計画を作成する。
- ① 事実の共有や再確認
- ② 「重大事態」対象事案か判断し、必要に応じて関係機関と連携する。
- ③ いじめ解決に向けた今後の進め方と役割確認。
- ④ 保護者への連絡調整・説明
- ⑤ 調査記録と報告書の作成

解決に向けた支援と指導

いじめられた児童生徒への支援	いじめた児童生徒への支援	周囲の児童生徒への支援
・最も信頼関係ができている教員が対応し、「最後まで守る」という意思を伝える。 ・児童生徒の意向を汲みながら、学校生活のプランを立てる。 ・心のケアや登下校、休み時間などの安全確保を教職員で分担する。	・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは許さないことを伝える。 ・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、自分の生き方をじっくり考えさせる指導をする。 ・いじめに至った原因や、背景を踏まえ、継続的に支援や指導を行う。	・見て見ぬふりや、はやし立てるなども、いじめているのと同じだということを指導する。 ・再発の防止の為、クラス（学部）全体でいじめについて考え、具体的な手立てを指導する。

保護者への対応

- ・保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して、再発防止への協力を要請する。
- ・解決まで、学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告する

経過観察と再発防止 ○いじめ防止対策委員会の再召集

- ・事後指導の評価を行い、追加支援策を検討する。
- ・担任や学年主任は、次の学年や進路先への引き継ぎにも配慮する。
- ・保護者と連携しながら、児童生徒への経過観察を続ける。

「いじめ防止等のための年間計画」

時期	活動内容	対象		
		児童生徒	教職員	保護者等
4月	危機管理マニュアル研修		○	
	学部懇談会（学校いじめ防止基本方針について説明）			○
5月	学校運営協議会（学校いじめ防止基本方針について説明）			○
	保護者面談			○
6月				
7月	学校生活に関するアンケート①（Ⅰ課程、Ⅱ課程①②）	○		
	人権教育及びいじめ対策委員会①		○	
8月	全体人権研修（いじめに関連したテーマで実施）		○	
9月				
10月	保護者面談			○
11月	学校生活に関するアンケート②（Ⅰ課程、Ⅱ課程①②）	○		
12月	人権教育及びいじめ対策委員会②		○	
1月				
2月	保護者面談			○
	人権教育及びいじめ対策委員会③		○	
	学校運営協議会（いじめ防止に関する取り組みの報告）			○
3月				